

# 一自衛隊の海外派兵に反対し、即位の礼・大嘗祭問題を考える宮崎県民の集い一

憲法によって固く禁止されてきた自衛隊の海外派兵への道が、「国連平和協力法」という名の下に公然と開かれようとしています。

一方、123億円という巨額の国費を使って、天皇が神と一体となるという神道の宗教儀式である即位の礼・大嘗祭が国家的行事として強行されようとしています。



こうして、アジアの国々に未曾有の犠牲者を出した過去の侵略戦争を二度とくり返さないと固く誓って定めたはずの平和憲法が、今、根底から堀りくずされようとしています。

私たちは、再びあの暗黒の時代と戦争への道を歩むことはできません。じっとしてはおられません。

多くの皆さんのがこの集いに参加され、今こそ戦争と平和の問題について、そして私たちの憲法について真剣に語り合い、共に考えてみましょう。

主催：国家秘密法に反対する宮崎女性の会

日本科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会

☆日時 11月12日〔月〕(当日は休日となります)  
午前10時～12時30分  
☆場所 宮崎グランドホテル  
宮崎市松山2-2-42(電話22-2122)



## 〔県民の集い内容〕

1. 最新スライド『安保はいま？・NO！自衛隊海外派兵』
2. 報告と問題提起
  - ◆「自衛隊の海外派兵と憲法第9条」・・・・・・法律家
  - ◆「即位の礼・大嘗祭とはどういうものか」・・・・歴史学者
  - ◆「信教の自由と大嘗祭問題について」・・・・宗教家
3. 討論と意見交換
4. 県民の集いの声明発表



## 第九条

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが全国土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由来し、その権力は國民の代表者がこれを使ひ、その福利は國民がこれを使ひ、その福利は國民がこれを使ふ。

これを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

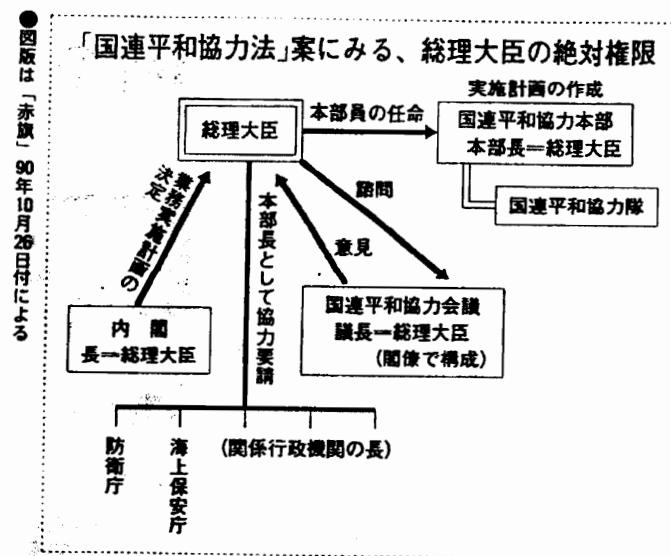
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と、信義に信頼して、われらの安全と、生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めた

いと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自己のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自己の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

資料③



### イラクと対峙する米軍を中心とした「多国籍軍」



資料④

# 憲法界またぞろ「惡玉」論

資料⑧

石原後經濟同友会代表幹事は六日の記者会見で、「憲法論議をしないで、自衛隊の派遣を考えるのはおかしい。憲法を変えることを前提にするから、議論が進まない」と述べ、憲法改正論議を避けて国連平和協力法案を国会に提出した政治・民衆を批判した。

石原代表幹事ら



「派兵」めぐり今度は経済同友会

たことになつた。もうと早く憲法を見直し、國を守るために軍隊をもつべきだった」と述べた。

両氏とも現国会で論議されてきたから、へんな対応が出てきてしまう。経済大臣になつたのに正論議を行はずといつても

事(キヤノン会長)も「戦後、

憲法を変えるべきときに変えな

かるのか、へんな対応が出て

きてしまう。経済大臣になつたのに正論議を行はずといつても

「改憲」避けるから議論進まぬ朝日

# 米国の圧力生々しく

10/26 赤旗

## 自由民主党国防訪米団の報告書

自由民主党国防三部会「訪米報告書」会談要旨  
訪米団長・倉成正(安全部)  
（同前代理）・高村正彦  
(国防部会長)・鈴木宗男  
(国防部会長代理)・角住  
沢英(国防部会副部会長)・  
田村秀昭(国防部会委員)

カーネギー平和財团主催有  
識者との懇談(9月10日)

打お出ししないが、十年後の日本は自らの体を張つて協力するようになりたいと願うか。今回の国連協力法は、最大の問題に直面している。現在沿岸地域でみられてゐる、地域の脅威などのように対応するかという問題である。これに対する日本の対応は、日本及びその将来のみならず、日米関係の将来にとっても極めて重要である。

IDA(国防分析研究所)

主催有識者との懇談(9月11日)

（9月11日）

キミット次官 日本は戦後の日本は、そのよ  
うな方向を考えてる。  
米国側 血であがなう貢献  
倉成団長 同法は、そのよ  
うな方向を考えてる。

ローウェン次官補 ブッシュ  
大統領 特別補佐官(安全保障担当)  
（9月11日）

（9月12日）

バトラー統合參謀本部部長  
（空軍中将）長い歴史  
の中、ペルシャ湾の危機は一  
時のことであるとしても、米  
国と同盟国との防衛関係のリ  
マス紙の役割を果たすものと  
なるであろう。

ローウェン次官補 ブッシュ  
大統領 ベストを尽く  
す。自民党は参議院ではマイ  
クナマラ氏が指摘したよう  
に、日本も危険負担し、命を  
さらず危険を負担するいは  
がいはない。

倉成団長 ベストを尽く  
す。自民党は参議院ではマイ  
クナマラ氏が指摘したよう  
に、日本も危険負担し、命を  
さらず危険を負担するいは  
がいはない。

ローウェン次官補 ブッシュ  
大統領 は、目に見えるとしている  
が、中村金太副代表幹事(日本  
興業銀行会長)も「気になるの  
に参加することを意味するも  
のではない。(①実際的であつ  
たうえで軍隊を海外に派遣すべ  
きなどの主張が自立っている。

## この人たちのあぶない語録

9/16 細

小沢自民党幹事長(8月27日)

「現憲法下でも自衛隊を国連軍に派遣することには、憲法違反にあたらぬい」

金丸元副総理(8月27日)  
「米国のつづいた憲法でも感じられないは直せばよい。護憲、護憲じこつていては世界各国などして、共存共栄を図つていなかで、日本だけは協力できない」

市川公明党書記長(8月30日)  
「武力を伴わない非武力で、日本だけは協力できない」

大内民社党委員長(9月5日)  
「武力を伴わない非武力か、これから議論される可能性もある。党内で議論を深めていきたい」

「自衛隊法の三条とい

う〇〇条以下の規定を整備する必要がある」

斎藤経団連会長(9月4日)  
「憲法も含め、あるいは自衛隊法も含め、有事の際ににおける法のあり方については検討されるべきである」

鈴木日経連会長(9月3日)  
「自衛隊が国連軍など国連の平和維持活動に参加できるようにすべきだ」

資料⑤

## 自衛隊の海外派兵は長年の野望

資料⑥

実業、自衛隊の海外派遣を通じて海外派兵へと向かおうとする衝動は、政府、自民党的長年の野望で連續続して続いている。

一九五九年、レバノンへの監視團に、自衛隊を派遣するより国連事務総長が要請、日本側は断りました。しかし、焼いて、こんどは六年、日本の国連大使が、自衛隊の海外派遣を提唱。日韓条約締結後の六六年、政府は「国連協力法案要綱」を作成。その中で、自衛隊の海外派兵、そのための自衛隊法改正などが明記されました。

中曾根内閣当時の八七年、イラン・イラク戦争で折あらばと、ついに自衛隊の海外進出を目指してきました。ベルシャ湾に機雷が敷設された際に、掃海艇の派遣が検討してきました。

中曾根内閣当時の八七年、イラン・イラク戦争で折あらばと、ついに自衛隊の海外進出を目指してきました。

八四年、日米諮詢委員会が、自衛隊の制服要員の派遣などを含む報告書を提出。八四年、日米諮詢委員会が、自衛隊の制服要員の派遣などを含む報告書を提出。

# 火がつけば最悪の世界的戦争

日本政府が自衛隊を派遣しようとするペルシャ海岸はいま、二十万人を超えた米軍を主力に全体で三十数万の「多国籍軍」と、四十万のクウェート侵略イラク軍が対し、一触即発の状況になっています。米国のある報道や専門家の発言はその切迫した状況と、火がつけば大戦争は避けられないことを指摘しています。

る。圧力は高まつており、今後四～八週のうちに開戦となる可能性がある。ブッシュ政権はその根本的理由として、イラクによるクウェートの組織的な破壊を明らかにしている。戦争が延期される期間があれども、破壊を免  
められることはないと、

10/20 赤旗

世界の経済壊滅状況に



4

サウジアラビアでイラク軍の攻撃に備え、化学兵器用の防護服と防毒マスクを着用して訓練する米第82空てい師団の兵士  
(8月23日、ロイター)

米軍の攻撃は、イランがサウジアラビアの油田をミサイル攻撃するとみる。死活的に重要なアブカイク油田の中心施設ヒュスターの構造出し施設をクウェートからの（イラクの）ミサイルの射程内である。これらのミサイルは化学兵器だけでなく生物兵器の弾頭も装着されうる。サウジアラビアに駐留する米

このように、軍事的解決の方向をとるなら、大規模で長

武力でなく経済制裁徹底による解決を

期にわたる大戦争になることは、間違いありません。それ

は同地域でのほん大なる人的、  
物的被害だけでなく、経済的

追いつめるところをかぎりに  
されているのです。

米の報道専門家も指摘

長官は十月初めの新聞寄稿論評で、もしも米国が今年末までに「軍事手段」を取らなければ、國內的・國際的支持は解体し始めるとして警告。世間では「米国の斷固とした行動」を歓迎し、支持するだろうと予測した。(米誌『タイム』)

学・生物戦争能力の破壊へと転化している。現在ワシントンで検討されている政策は、同盟的人的損害を最小限にして、つつ戦争への国際的な支持を最大限にするというものである」(『タイム』十月八日付)「イラクの自主的撤退の結果を考えてみればいい。イラクの巨大な戦争機械は無効の

あまりある面白いところ価格にまではねあがる。米国がイラクに壊滅的爆撃で報復するのは明白だらう」（『タイム』十月一日付）

終結できず、第二次大戦でも  
独、伊を隠伏させられなかつた。  
そのうえ、戦闘がどのよ  
うに、どのくらいの期間繰  
するかを正確に予測することは  
不可能である。イラクとバ  
ナマの場合は違う。戦闘は、  
激烈で、長期に及ぶである  
う。さらに、大爆空爆によ  
つてもねおこう／ナダム・フセイ

イン戦力の配備は完了し、敵軍は絶頂を達するといわれてゐる。どんな軍隊もその部隊を前線に、長期にわたりて何を好まない」とを好まない」(米誌「つづき」)ニコーズ&ワーレル・レボー

一戰爭開始はクリスマスまで、ねむらくより早期。これがワシントンやその他の首領からの最新の見積もりであつる。しかし、(好マックス)同朋の眞の目的は、原状回復(どうう)当初のもの)かい、だれもな

クの巨大な軍事機械は無傷のまま残る。……ブッシュ大統領はイラク軍部隊への攻撃を準備しなければならない! (パール元国防次官補、九月二十三日付ニューヨーク・タ

ウエートからイラク軍を逼迫させるだけの軍事行使。もう一つはそれだけでなくイラクの脅威を未米永ごう、根絶させてしまうために、イラクという国を壊滅させるまでやる戦争。後者の可能性の方が大

てもおそらくサダメ・フセインの反撃能力を完全に奪うことはできない。イスラエルを巻き込んでの戦争拡大に向け、イスラエルの都市への敵発的爆破攻撃、あるいはヨルダンへの侵攻、という可能

米・多国籍軍 30数万  
イラク軍 40万が対じ

軍兵士には炭そ病の種  
おこなつてゐる。米國  
念を裏書きするように、  
スター CIA長官は先  
めて、ニューヨークでの  
で生物兵器の脅威につい  
式に明らかにした。イラ  
多くの油田施設を吹き飛

するに必要な毒ガスや炭と病菌、ボリックス酸をまき散らすだけで原油生産を妨害することができる。『日産百万桶』つただけで原油価格は（十八から）三十五ドルに高騰した。サウジアラビアの日産七百万桶の大半がやられたときの影響を想像してみたまえ」と米国の専門家はいう。想像するに、先進国全体での不

高級補佐官は、米国人の生命と損失については「そつとするほど」と指摘する。米国防省のある研究は、クウェート侵攻、対イラク航空攻撃を開始すれば、米側の死者四十、負傷者一万六千人と予測している」（『ニューズウイークリー』十月八日付）

となり、その他の沿岸諸国の施設も破壊活動によつて影響を受けるのである。戦争の財政的経費それ自体が非常に巨額となる。大規模な戦闘では米国の支出は一日十億ドルと見積もられている。世界的な経済・財政危機は避け難いものとなる」(アレジンスキー元米大統領補佐官、ニューヨーク・タイムズ紙十月七日付)

には、世界的規模での破局的影響を及ぼすことになります。

## 代替わり・即位・天皇

1990/11/12 山田 渉

### I. 法律に見る、代替わり・即位・天皇 ……史料 (1) ~ (3)

天皇の地位は大きく変化した、では代替わりはどうか。

天皇位繼承は戦前と同じ。但し憲法→法律

儀式はどうか。今の法律：即位の礼1つのみ（3皇室典範24条）

昔の法律：践祚の儀式、即位の礼、大嘗祭の3つ（3旧 10・11条）

[→具体的な儀式の細目、式次第は「登極令」及びその「附式」  
にきめてある。…史料 (4) ]

### II. では、今回の儀式の実際はどうか ……史料 (5) ~ (7)

もうやった儀式。史料 (5) 〈1989/1/7と1/9〉

これは何か？→(4)中段右。全く同じ儀式が2つとも「登極令」にある。実は、名前は変えて、戦前の皇室典範10条にある「践祚」の儀式に他ならない。

これからやる儀式。史料 (6)

(6)右段：今回1990、と(6)左上段：昭和天皇1928の実例、を較べると双方一致する。変わったのはパーティーの数が増えた（饗宴の儀）ぐらい。つまり戦前（「登極令」にもとづく）とほぼ同じ。

中身は変わっただろうか？

国事行為でやる以外の儀式：例、「即位礼当日賀所大前の儀」

どんな儀式か→(4)中段左。明らかな神道儀式。cf. 賀所：皇居の中の鏡をまつった神社。これに「登極令」通り首相以下参列。(6)左段下「正殿の儀」：今回国事行為でやる儀式

首相が万歳をする場所が殿上に変わった、と宣伝されたが、「登極令附式」でも通常は殿上にいる。降りるのは万歳と勅語の時だけ。(4)下段。つまりたいした変化ではなかった。

大嘗祭：宗教儀式。公費（宫廷費）。また首相以下参加。(6)左段下

小結：今回の一連の天皇即位儀式は、内容形式ともに戦前の絶対天皇制下の「登極令」に準じて行われ、現行の憲法・皇室典範の規定に明確に違反している。

## PART II. 歴史に見る代替わり・即位

### A. 天皇位の繼承 →系図

### B. 代替わり儀式

- ・即位儀
- ・大嘗祭
- ・失われた儀式：即位灌頂、大仁王会など
- ・天皇家の宗教と国家神道

### C. 大嘗祭について（最終紙）

		月
		日
（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	皇室祭祀
先帝以前三代の式年祭（大祭） (式年祭は崩御日より三年、五年、一〇年、二〇年、三〇年、四〇年、五〇年、一〇〇年とする)	元始祭（大祭）・歲旦祭（小祭） 紀元節祭（大祭） 春季神靈祭（大祭） 春季皇靈祭（大祭） 春季天皇靈祭（大祭） 春季天皇靈祭（小祭） 秋季神靈祭（大祭） 秋季天皇靈祭（大祭） 秋季天皇靈祭（小祭） 新嘗祭（大祭） 明治節祭（大祭） 明治節祭（小祭） 天長節祭（大祭） 天長節祭（小祭） 大正天皇祭（大祭） 大正天皇祭（小祭）	四方拝（儀式）・四方拝（儀式）
（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	神宮
（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	神社
（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	祝祭日
（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	（村上重良「天皇の祭祀」を「皇室祭祀」とする）	近世との継続性

近代の皇室祭祀（明治節制定後の神宮祭式、神社祭式、祝祭日との相関関係）

# 大日本帝国憲法（抄）

（明治二二・二・一一）

## 日本国憲法（抄）

施行 明治二二・二・一九（上諭第四段）

全改 昭和二一・五・三（昭和二一日本国憲法）

（昭和二二年五月三日公布）

### 告 文

皇族 謹 祀

皇祖

皇宗

皇考

皇宗及我

皇考

皇宗

皇祖

皇宗

皇考

皇宗

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配す

る崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸国民

によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は國

民の代表者がこれを行使し、その権利は国民がこれを享受す

る。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に

基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及

び招勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配す  
る崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸国民  
の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと  
決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狹  
を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、  
名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、  
ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を  
有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことに専念して他國  
を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的  
を達成することを確認する。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理  
想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であ  
る。この地位は、主權の存する日本國民の尊意に基く。

第二条 天皇は、世襲のものであつて、國全の統治した皇室典  
範の定めるところにより、これを繼承する。

第三条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と  
承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行  
ひ、國政に関する機能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行  
為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより、内閣は、天皇の名でその國事に関する行為を行ふ。この場合に  
は、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣總理大臣を任命す  
る。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左  
の國事に関する行為を行ふ。

国家統治の大権は朕か之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナ  
リ朕及朕子孫ハ将来此ノ憲法ノ条款ニ従ヒ之ヲ行フコトヲ  
ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス帝國議会ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議全開会ノ時ヲ至ラハ朕及朕力能候ノ子孫ハ先蒙ノ權ヲ執リ之ヲ議会ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之ヲ變更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ  
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フベシ

朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負

フベシ

御名御印

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵 墓田清隆  
枢密院議長 伯爵 伊藤博文  
外務大臣 伯爵 大隈重信  
農商大臣 伯爵 井上馨  
司法大臣 伯爵 山田顕義  
大藏大臣 伯爵 松方正義  
陸軍大臣 伯爵 大山巖  
文部大臣 子爵 森有礼  
通信大臣 子爵 横本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第二章

第一条 大日本帝國ハ万世一世系ノ天皇之ヲ統治ス  
第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス  
第三条 天皇ハ神靈ニシテ優スヘカラス  
第四条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ此ノ憲法ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝國議会ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ  
第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス  
第七条 天皇ハ帝國議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス  
第八条 ①天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ必要ニ由リ權帝國議会開会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス  
②此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝國議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ布スヘシ  
第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ第七シム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス  
第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス  
第二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム  
第三条 天皇ハ陸海軍ヲ宣示シ及諸般ノ條約ヲ締結ス  
第四条 ①天皇ハ憲法ヲ宣告ス

- 一、憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二、国会を召集すること。
- 三、衆議院を解散すること。
- 四、国会議員の選舉の施行を公示すること。
- 五、國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六、大赦、特赦、減刑、刑の免除及び復讐を認証すること。
- 七、榮典を授与すること。
- 八、批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九、外國の大使及び公使を接受すること。

十、儀式を行ふこと。

第十八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かねばならない。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的關係において、差別されない。  
②、華族その他の貴族の制度は、これを認めない。  
③、榮譽、勳章その他の榮典の授与は、いかなる特權も伴はない。榮典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代限り、その効力を有する。

(以下関連条文を抜す)

第八十八条 すべて皇室財産は、國に屬する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならぬ。

第九十九条 天皇又は揆政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 元号法

(昭和五十四年六月二十一日)  
(法律第四十一条)

1元号は、政令で定める。

2元号は、皇位の繼承があつた場合に限り改める。

## 附則

- 1この法律は、公布の日から施行する。
- 2元号は、皇位の繼承があつた場合に限り改める。

⑤戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第一五条 天皇ハ爵位憲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第一六条 天皇ハ大教特赦減刑及復權ヲ命ス

第一七条 ①攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

②攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

(以下略)

## 皇室典範（抄）

（明治二二・一・一一）

廢止 昭和二二・五・三（昭和二二皇室典範）

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝国ノ宝祚ハ万世一系歴代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗靈廟ノ初大慶一タヒ定マリ昭ナルコト

ト日麗ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徳ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ翠固ニスヘシ茲ニ極恭謹願ノ書翰ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

皇室典範

### 第一章 皇位繼承

第一条 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第三条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四条 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ座ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 践祚即位

第十条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神體ヲ承ク

第一条 即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第二条 践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第一条 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第二条 前条ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第三条 醫師タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ僅

第六条 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公

(下略)

## 附則

①この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

②現在の皇族は、この法律による皇族とし、第六条の規定の適用については、これを嫡男系嫡出の者とする。

③現在の陵及び墓は、これを第二十七条の陵及び墓とする。

## 皇室典範（抄）

（昭和二十二年一月十六日）

改正、昭二四一法一三四

### 第一章 皇位繼承

第一条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一 皇長子

二 皇長孫

三 その他の皇長子の子孫

四 皇次子及びその子孫

五 その他の皇子孫

六 皇兄弟及びその子孫

七 皇伯叔父及びその子孫





## 昭和天皇大礼主要儀式

	儀式名	月・日(1928年)
大礼前儀	賢所ニ期日奉告ノ儀	1・17
	皇靈殿、神殿ニ期日奉告ノ儀	1・17
	神宮、神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀	1・17
	神宮ニ奉幣ノ儀	1・19
	神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ奉幣ノ儀	1・19
	斎田点定ノ儀	2・5
	斎田拔穂ノ儀	9・16(悠紀殿) 9・21(主基殿)
	京都ニ行幸ノ儀	11・6~7
	賢所、春興殿ニ渡御ノ儀	11・7
即位礼	即位礼当日皇靈殿、神殿ニ奉告ノ儀	11・10
	即位礼当日賢所大前ノ儀	11・10
	即位礼当日紫宸殿ノ儀	11・10
	即位礼後一日賢所御神樂ノ儀	11・11
大嘗祭	神宮、皇靈殿、神殿並官國幣社ニ勅使發遣ノ儀	11・12
	大嘗祭前一日鎮魂ノ儀	11・13
	大嘗祭当日神宮ニ奉幣ノ儀	11・14
	大嘗祭当日皇靈殿、神殿ニ奉幣ノ儀	11・14
	大嘗祭当日賢所大御饌供進ノ儀	11・14
大饌	大嘗宮ノ儀(悠紀殿供饌ノ儀、主基殿供饌ノ儀)	11・14~15
	即位礼及大嘗祭後大饌第一日ノ儀	11・16
	即位礼及大嘗祭後大饌第二日ノ儀	11・17
大礼後儀	即位礼及大嘗祭後大饌夜宴ノ儀	11・17
	即位礼及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀	11・20~21
	即位礼及大嘗祭後神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ親謁ノ儀	11・23~25, 29
	東京ニ還幸ノ儀	11・26~27
	賢所、溫明殿ニ還御ノ儀	11・27
	東京還幸後賢所御神樂ノ儀	11・28
	還幸後、皇靈殿、神殿ニ親謁ノ儀	11・30

「最近の天皇制に論議の意味するもの」より  
(『歴史言論』427号、85年11月21頁)

日	時	儀式	参列者
11月12日	9:00	○即位礼当日賢所大前の儀	首相ら三権の長、國務大臣ら53人
	13:00	○即位礼当日皇靈殿神殿ニ奉告の儀	内外の代表約2,500人
	15:30	○即位礼正殿の儀	皇族、三権の長、外國元首・祝賀使節ら約350人
	19:30	○祝賀御列の儀 (第1回)	皇族、三権の長、國務大臣ら約500人
13日	12:00	○即位礼正殿の儀 (第2回)	皇族、三権の長、國務大臣ら約500人
	14:30	○圓遊会	皇族、三権の長、國務大臣、外國元首・祝賀使節ら約800人
	20:00	○即位禮の儀 (第2回)	約800人
	19:00	△首相夫妻主催の儀	首相、國務大臣、外國元首・祝賀使節、駐日大使ら
14日	12:00	○即位禮の儀 (第3回)	約600人
	20:00	○即位禮の儀 (第3回)	約600人
15日	12:00	○即位禮の儀 (第4回)	約600人
	20:00	○即位禮の儀 (第4回)	皇族、駐日大使ら 約250人
18日	9:00	○一般参賀	
22日	18:00	○大嘗宮の儀・悠紀殿供饌の儀	三権の長、國務大臣ら国内の代表約900人
23日	0:00	○大嘗宮の儀・主基殿供饌の儀	同上
24日	12:00	○大饌の儀 (第1回)	約300人
	19:00	○大饌の儀 (第2回)	約300人
25日	12:00	○大饌の儀 (第3回)	約300人
27、28日	未発表	○神宮に親謁の儀	
12月3日	未発表	○京都御所での茶会	三権の長、國務大臣ら53人
6日	未発表	○即位礼及び大嘗祭後賢所御神樂の儀	

即位の禮・大嘗御饌儀の儀式、△は別途決定

○は國事行為、△は政府主催の行事

・賢所に期日奉告の儀(1月23日)

・皇靈殿神殿に期日奉告の儀(同)

・神宮神武天皇山陵及び前四代の天皇

・山陵に勅使發遣の儀(同)

・神宮に奉幣の儀(1月25日)

・神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵

に奉幣の儀(同)

・斎田点定(さいでんてんてい)の儀

(2月8日、皇居・神殿)

・大嘗宮地鎮祭(夏)

・斎田抜穂(ぬきほ)前一日大祓(おはらい)

(斎田抜穂の儀の前日)

・斎田抜穂の儀(秋)

・悠紀主基(ゆきすき)同地方新穫供

納(別途決定)

・即位礼当日賢所大前の儀(11月12日)

・即位礼当日皇靈殿神殿に奉告の儀(同)

◎即位礼正殿の儀(同、皇居・宮殿)

◎祝賀御列の儀(同、宮殿～赤坂御苑)

◎饗宴の儀(11月12日～15日、皇居・宮殿)

△圓遊会(11月13日、赤坂御苑)

△内閣総理大臣主催晩餐会(11月13日)

・一般參賀(別途決定)

・神宮に勅使發遣の儀(同)

・大嘗祭前二日大祓(同)

・大嘗祭前一日鎮魂の儀(11月21日)

・大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭(同)

・大嘗祭当日神宮に奉幣の儀(11月22日)

・大嘗祭当日賢所大御饌(おねみけ)供進の儀(同)

・大嘗祭当日皇靈殿神殿に奉告の儀(同)

・大嘗宮の儀(皇居・東御苑)

悠紀殿供饌(きょうせん)の儀(11月22日)

主基殿供饌(11月23日)

・大饌(だいせう)の儀(11月24、25日、皇居・宮殿)

・大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭(11月24日)

・即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁(しんえつ)の儀(別途決定)

・即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に親謁の儀(神宮に親謁の儀の翌日)

・茶会(京都にお出かけの際)

・即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀(山陵に親謁の後)

・即位礼及び大嘗祭後皇靈殿神殿に親謁の儀(同)

・即位礼及び大嘗祭後賢所御神樂(かぐら)の儀(同)

・大嘗祭後大嘗宮地鎮祭(大嘗宮の後)

『朝日』90年1月20日付

へへ

二十一日午後の閣議に報告、了承された政府の即位の礼準備委員会の見解の全文は次の通り。

「即位の礼」の舉行について  
平成元年十一月二十一日  
皇室典禮第四条は、皇位の繼承に伴い、國事行為たる儀式として「即位の礼」を行うことを予定しており、「即位の礼委員会」は、この儀式の在り方等について、大嘗祭（だいじょうさい）を含め、四回にわたり十五名の方々から御意見をうかがい、それらを参考としつつ、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとするとの観点から、慎重な検討を行ってきたところであるが、今般、下記のとおり検討結果を取りまとめた。

1 「即位の礼」について  
国事行為たる「即位の礼」は、即位禮正殿の儀（仮称）及び即位禮（儀）（仮称）は、皇殿で行つては、次の儀式を行うのが相応である。

新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになつて、みずからもお召しとが適当である。

①即位を公に宣明されること御到着になるまでの間とする。  
もに、その即位を内外の代表がとが適当である。

②即位礼正殿の儀（仮称）終了後、広く国民に即位を披露され、祝福を受けられるための祝賀御列の儀（仮称）  
③即位を披露され、祝福を受けるための饗宴（きょうえん、饗宴の儀）（仮称）

④ 参列者数

参列者数は、内外の代表一千五

百名程度とすることが適当であ

る。

⑤ 所掌

「即位の礼」は、總理府本府

に担当させることが適当である。

2 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

3 奉行場所

大嘗祭は、稻作農業を中心と

伝統的皇位繼承儀式といふ性格

を持つものであるが、その中核

は、天皇が皇祖及び天神地祇に

承認されてきた歴史儀礼に根ざし

るものであり、天皇が即位の儀式に

対し、安寧と五穀豊穣などを感

謝されるとともに、國家・國民

相應である。

4 参列者数

参列者数は、三千四百名程度とし、四

百名程度とすることが適當である。

5 所掌

「即位の儀」の出席者は

参列者数は、三千四百名程度とし、四

百名程度とすることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌

「即位の儀」は、總理府本府

に担当させることが適當である。

6 費用

協議を経て、内閣において決定

する。

7 第一 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、前記のとおり、取

るべきものと考える。

2 儀式の位置付け及びその

3 人物

大嘗祭は、前記のとおり、取

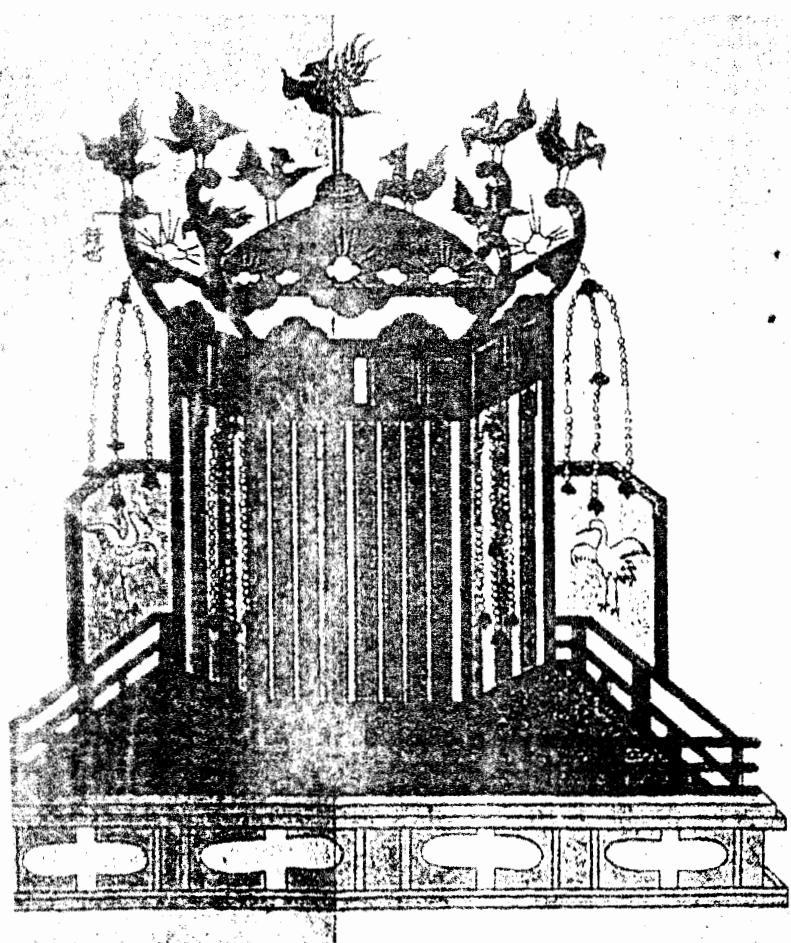
るべきものと考える。

4 奉行時期

平成二年秋を目指して、喪明

に内閣に設置を予定される。

5 所掌



2 中世の高御座（『御大礼図譜』より）

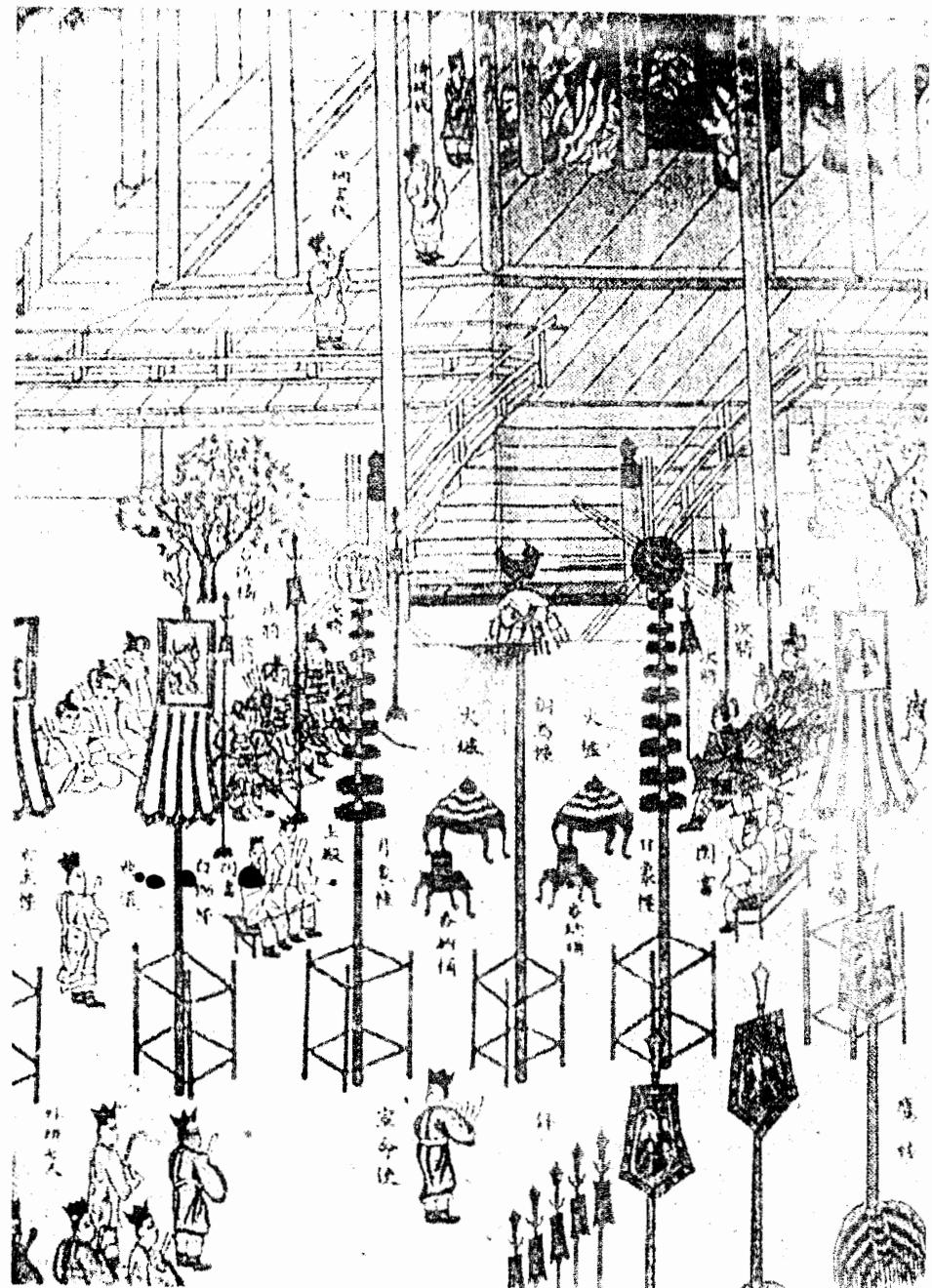


図3 近世の即位儀の図(部分。『御大礼図譜』より)

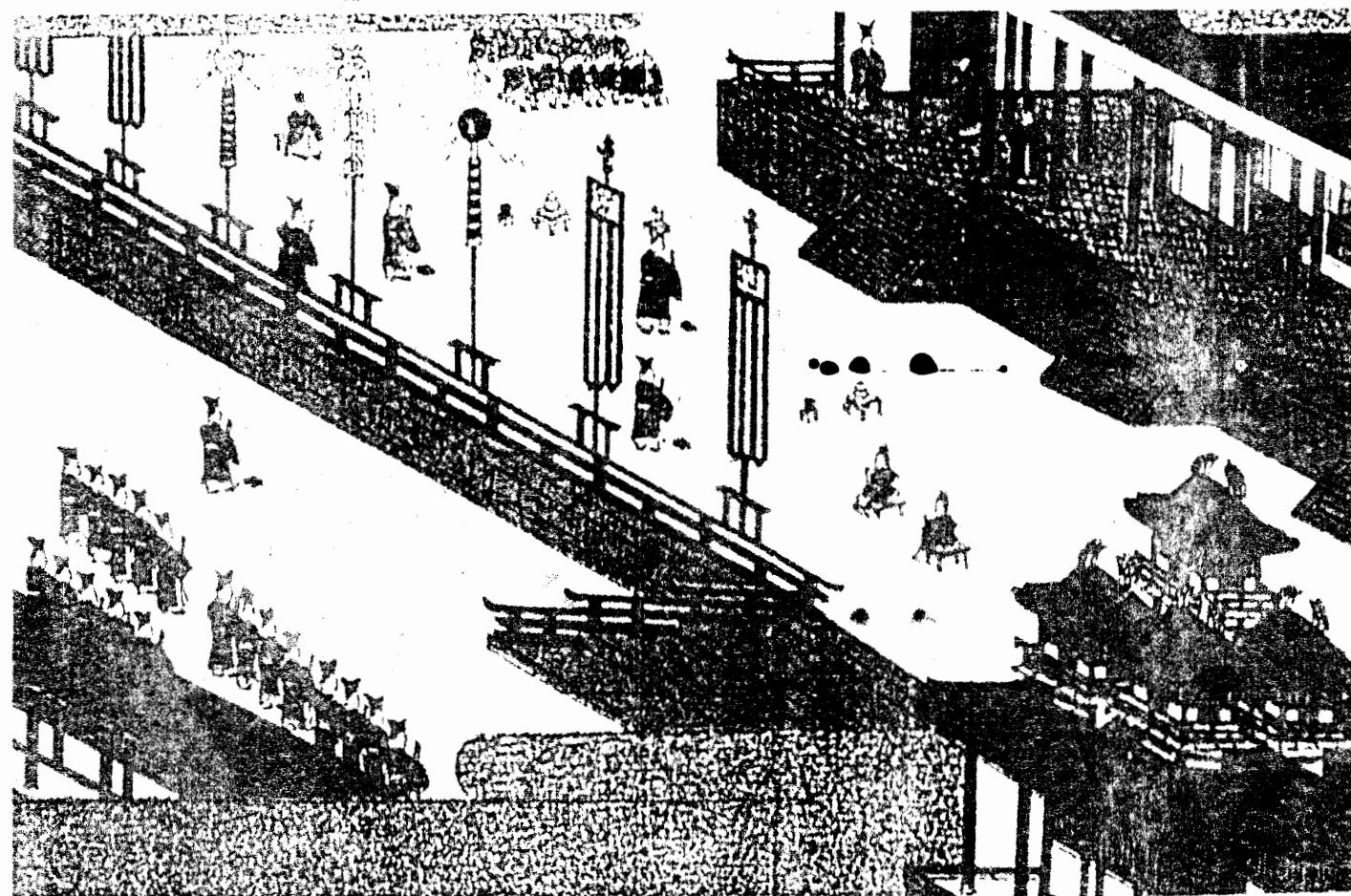


図4 古代の朝賀の儀(推定図、部分。『御大礼図譜』より)

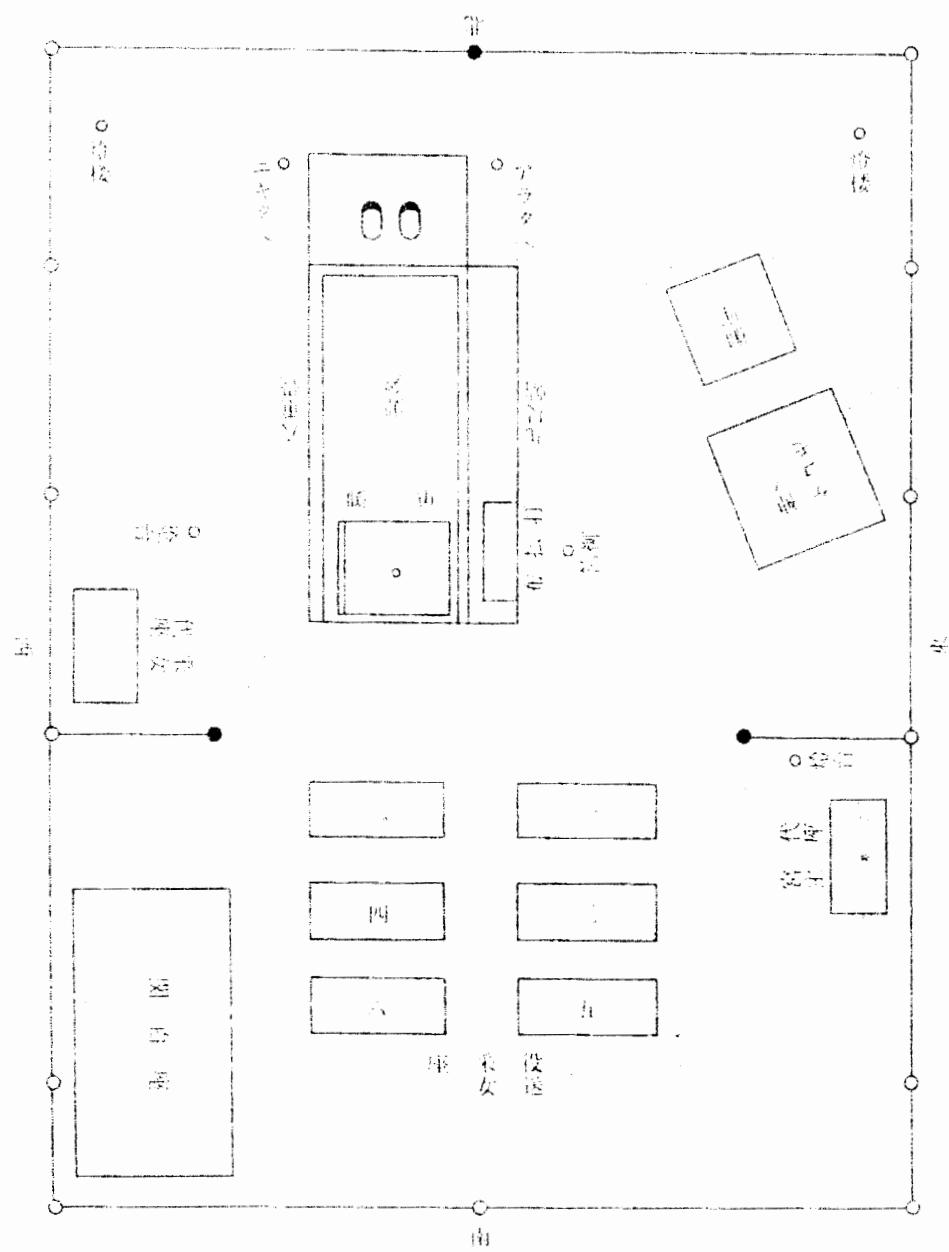


図7 大嘗宮内陣図（『大嘗会便蒙』より）

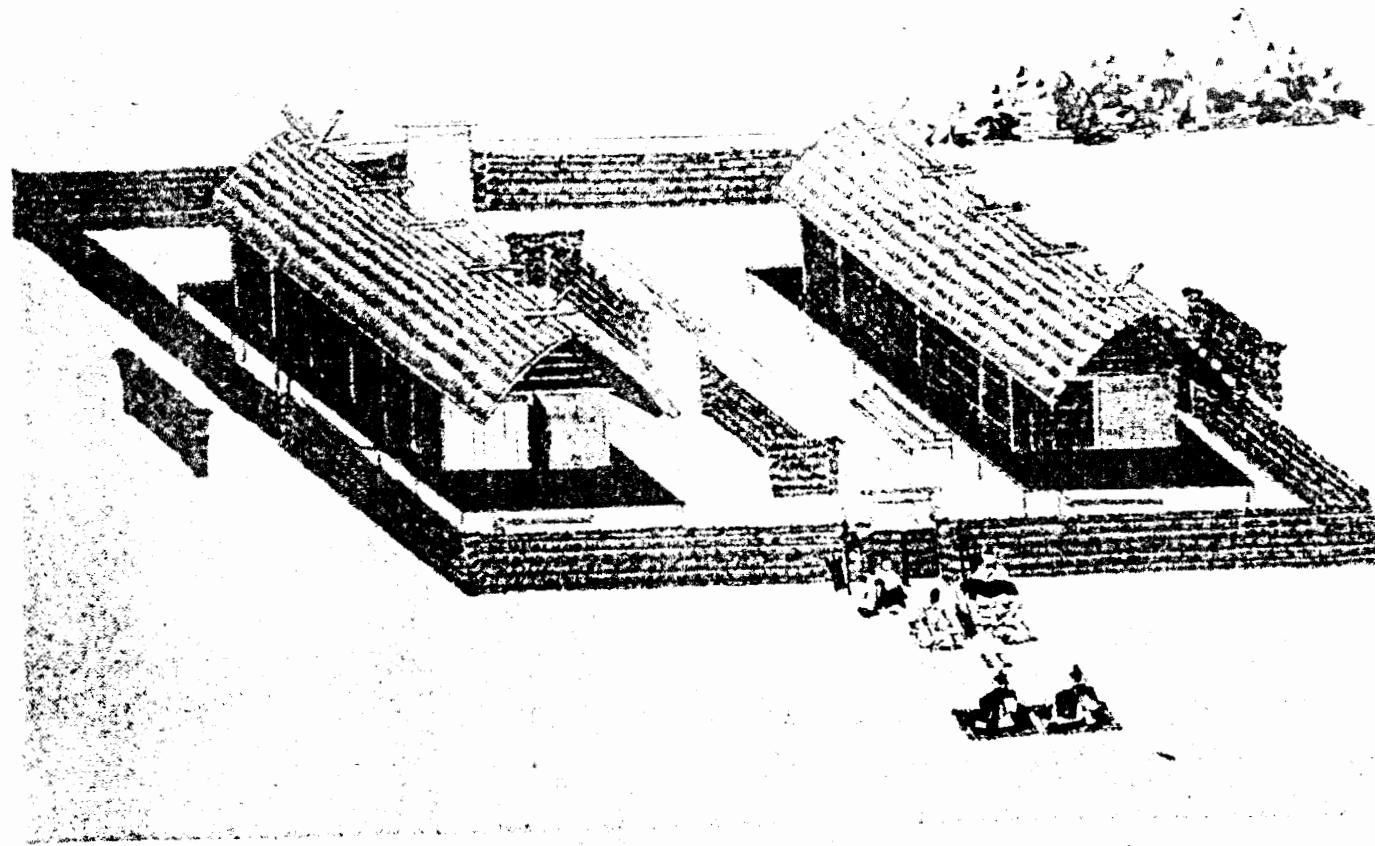


図4 大嘗宮の図(『御大礼図譜』より)

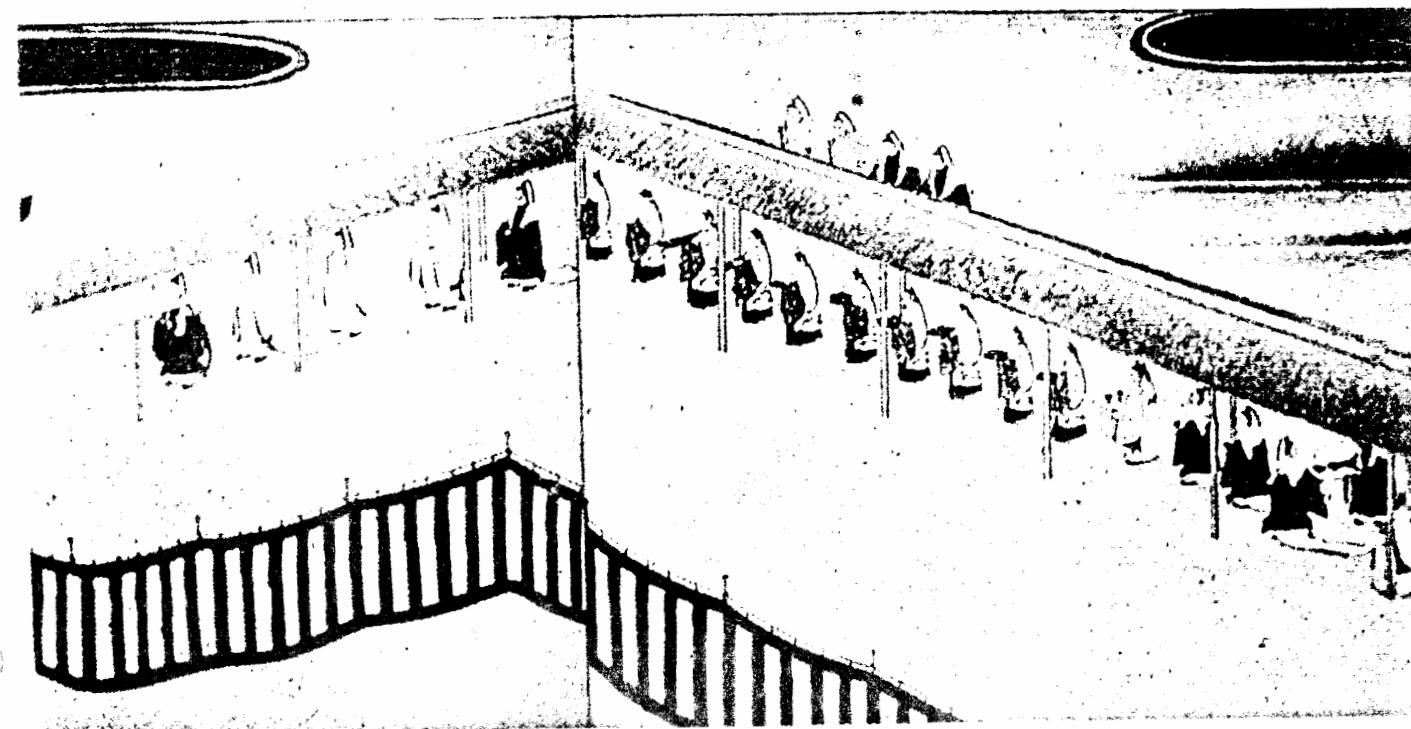
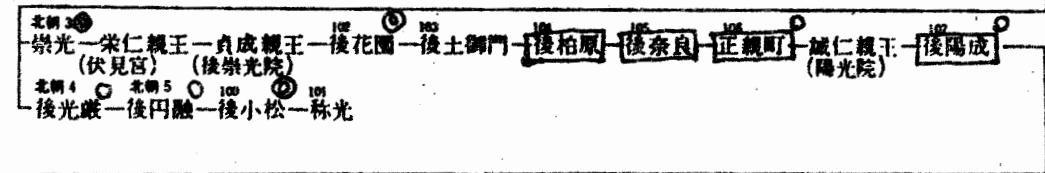
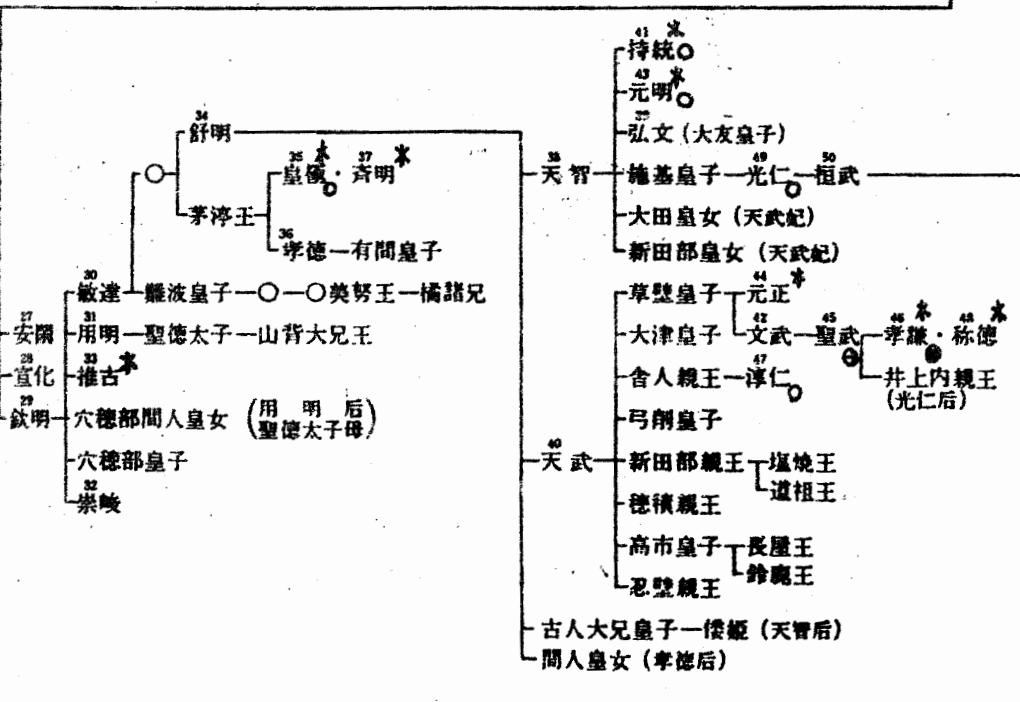
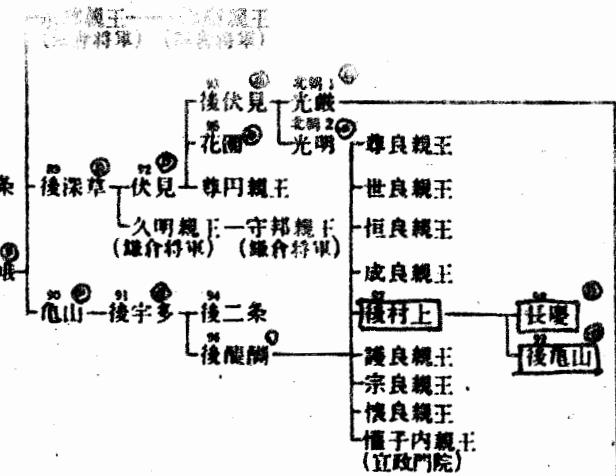
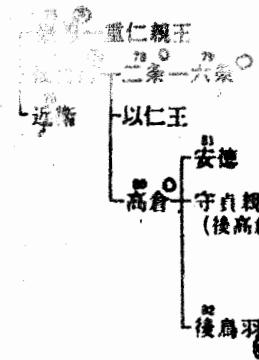
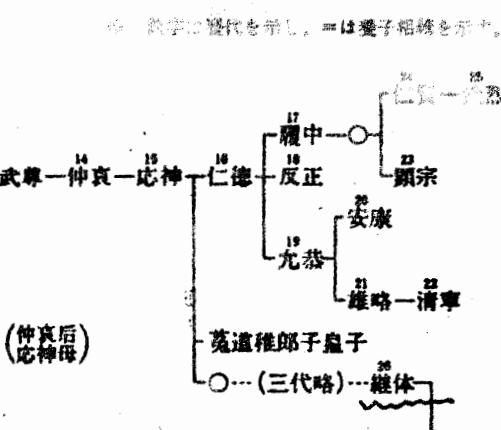
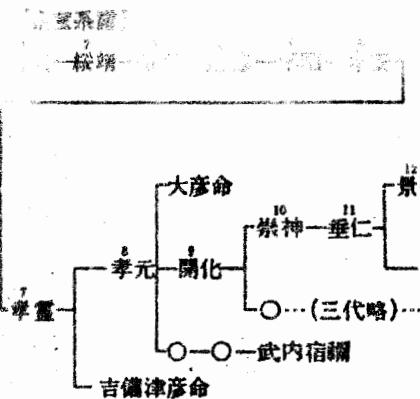


図5 新嘗祭神饌行立の図(『新嘗祭圖說』)。元・栗原信充筆。



大嘗祭について（朝廷神事のなかで最も非仏教的）

1466～より中絶（毎年の新嘗祭も1463より途絶）。単に財政問題ではない。これがなくともかまわなかった。（中世以来の「王権」理解 仏教が支える）

1687復興第1回（1688新嘗祭も）。

背景：垂加神道（山崎闇斎）の影響： 1仏教色排除、中国より日本が上（万世一系）とする 2日本書紀神代卷により秩序の根本に天皇をおく 3秩序の実体化を儀礼に求める 4朝廷祭祀重視

儀式は復元できたが位置付けは中世のまま

「大嘗祭というは……天子自ら新米を炊き神を祭る」（山崎闇斎）

cf、「天照大神をおろし奉りて、天子みずから神食をすすめ申さるる」（一条兼良「代始和抄」1478）

古代の「発見」神々の「復活」：復古神道（本居宣長、平田篤胤など）

神話を論理化し人民支配の正当性と結合

血統だけでなく天の魚の位につくことで神的な性格をあたえられる→宗教儀式が必要

神話の再現儀式：a 神勅、b 神宝の伝授、c 高御座につく、d 斎庭の稻穂→大嘗

近代天皇制国家のもとでの大嘗祭・即位礼の変化（1868、1871、皇室典範、登極令と改変。天皇統治権が記紀神話と直結するように。

a 共通

大礼の概念がつくられる。→連続・11月に

儀式後、伊勢神宮、神武天皇陵に報告→重視されなかった神武をクローズアップ（近代）伊勢を国家神道の中心に

b 即位礼

服装：中国風服→束帶、御袍

旗を神武創業にちなんだものに、→旗も新式（「和風」枠つき）

即位の宣命に天智天皇のほかに神武も、寿詞に天孫降臨

即位当日賢所大前の儀を新設（3種の神器の挙受の再現）

高御座の改造

皇后の御帳台

地球儀（1871）

大声で派手に

c 大嘗祭

本殿の南庭に庭積みの机代物←近世とは正反対の国民参加の形を示す

国家神道による神学的位置付け

星野輝興（宮内省掌典大礼事務官）「大礼本義」（「官報」1928、11、7）

「高御座は実に皇祖の靈座で即位とは皇祖の靈座にお即きになること、皇祖として天下を見はらしますこと。」「即位において皇祖の靈座にお即きになったことになる。」

「（高御座を開くことは）神として陛下の御出現を意味したことと挙する事が、実情に適するように伺はる。」

「大嘗祭において、皇祖より、皇祖の靈徳のこもりこもった斎庭（ゆにわ）の稻穂たる新穀をお受けになる。皇祖の靈徳を肉体的にお受けになる。この時に当たって神の御生活は必然のことと挙察される。これによって考えると、神代ながらの御建物は神にお接しになるのに必要なばかりでなく、一面御自身が神の生活をあそばされる御ためと挙すべきものと思う」

1943国民学校初等科修身第四 「14、大嘗祭の御儀」

「これこそ、実に大神と天皇が御一体におなりあそばす御神事であって、わが大日本が神の国であることを明らかにするもの、と申さなければなりません。」

cf. 折口信夫説1928

結論：大嘗祭は、神道神学で、天皇に神としての性格と日本の支配者の地位を与える最も重要な宗教儀式である（政府見解（7）は宗教の神学への政治の介入である）。このような儀式は公的なかたちでは決して行ってはならない。

# 即位の礼・

## 大嘗祭問題を考える

1990・11・12

日本キリスト教団日向新生教会

牧師 山本 爽起子

### I、即位の礼・大嘗祭の神道儀礼の内容

——天皇の神格化と臣民の服属

#### 1、即位の礼

高御座——天千穂の峰のフィクション

勅語と奉答で支配と服従の相互確認

#### 2、大嘗祭

(1) 悠紀殿渡御——天孫ニニギが高天ヶ原から降って  
きた道の再現

(2) 神座の儀——悠紀・主基の神座はアマテラスのシ  
ンボル

天皇はアマテラスと新穀共食の後「衾」(ふす  
ま)にこもりアマテラスと合体し神秘的存在＝  
天皇靈をもつ存在となる。

◎ 天皇は天孫ニニギとして支配者となり、国民は  
臣民として服属するという天孫降臨神話に基づ  
く神道儀礼である。

### II、政治宗教としての国家神道

1、天皇による統合と支配——八紘一宇

2、民族共同体幻想

3、天皇の季節のクライマックスとしての即位の礼・  
大嘗祭

### III、今 我々のなすべきこと

1、歴史の想起と反省

2、国家・民族の相対比と責任共同体としての国民意識

3、個の確立

4、眞の抵抗

## 日本国憲法と國民主権に反する形での新天皇即位儀式について

本日、十一月十二日から四日間にわたって行なわれる新天皇の「即位の礼」と二十二・二十三日に行なわれる「大嘗祭」のあり方は國民主権をうたう日本国憲法の原則にも反し國民の基本的な自由を侵すものとなりかねないものがあるので、このような形での儀式の挙行と、これに伴なう「奉祝行事」への参加が半強制的に行なわれることなどに抗議し反対することを、ここに表明する。

現行の日本国憲法は一九四七年の施行以来國民層の中に深く根付いてきた。自由と平和を求める國民の願いの強さは、最近の湾岸危機をめぐつて政府が自衛隊の海外派兵を目論むやいなや、日本國中からわきあがつた圧倒的な反対の世論にもよく現われている。

この日本国憲法を貫いているものは、旧大日本帝国の明治初期以来の70年間に及ぶアジアと南太平洋諸国侵略の歴史の反省の上に立つて人類の平等と平和を願うこころであり、それを強く裏付けているのが主權在民の制度である。政治の主權を持つのは封建時代のような王や君主ではなく、また、帝国主義の時代のような皇帝や天皇でもなく、一般國民こそその主權者であることが民主主義の原則であることは言うまでもない。

本日行なわれる「正殿の儀」をはじめとする「即位の礼」諸儀式は、基本的には、旧大日本帝國の制度である旧皇室典範（明治二十二年制定）・登極令（明治四十二年公布）を模倣して行なわれる。これらの儀式は、天皇を日本の支配者として演出する目的で行われた儀式であり、その節々で神道的な儀礼と不可分に結び付けられている。また儀式の終わりには國民の代表である海部内閣總理大臣が高御座（みときへり）の下で、新天皇に対する恭順の意を表明しつつ参列者と共に万歳三唱を行なうという。

これらのことが國事行為で行なわれることは、あきらかに憲法に定める天皇の地位や國民主権の原則、政教分離の原則に反し、時代錯誤でもあり、戦前の大日本帝国を支えた旧皇室制度の復活につながるものであると言わねばならない。

また「大嘗祭」については、これは新天皇が天皇家の祖先と共に通の「靈」を身につける一種の「天皇神格化」の私的な神道の儀式であり、天皇家のプライバシーに属する事柄でもあり、天皇家以外の人々に何らの強制を及ぼしてはならないものであるし、ましてや、國や地方の公務員などがこれに関わりを持つことは厳に避けなければならない。このような、現在の民主主義制度のもとでは当然の事と考えられる原則に反し、「大嘗祭」行事に公費である宮内庁費を支出し、「斎田」に関連する儀式に多くの公務員が関与していることなどはとても容認出来ることとは考えられない。

以上みたように「即位の礼」と「大嘗祭」に関わってとられている政府の处置は、日本国憲法にある政教分離や個人の思想・信条の自由の保障などの原則を犯し、更に冒頭に述べたように、圧倒的多数の日本国民が求めている國民主権という政治的基本原則を危うくするものがあるので、ここに、上述のような形式での儀式の強行に抗議の意志を表明し、更に改めて日本国憲法の順守を政府に促すものである。

一九九〇年 十一月 十二日

自衛隊の海外派兵に反対し、即位の礼・大嘗祭問題を考える宮崎県民の集い

## 自衛隊の海外派兵に道を開こうとする

あらゆる策動・立法に反対する

「国連への協力」の名の下に、自民党政府によつて提出された自衛隊の海外派兵法、「国連平和協力法」は、その本質を見抜く圧倒的な国民の反対の声の中での廃案に追いこまれた。

イラクのクウェート侵攻は国際平和に挑戦し、民族自決権をふみにじるものであつて、どのような点からみてももとより許されるものではないが、この解決はあくまでも国連決議に基づく経済制裁等平和的手段を第一義的に追及すべきであつて、いたずらに武力の行使に及ぶべきことは国際平和の精神からしても当然である。

ましてや、このようなイラクへの軍事制裁を口実に中東湾岸に展開する、米軍中心の多国籍軍への「戦争協力」を目的とする自衛隊の海外派兵は、軍隊を持つことも、又、武力の行使、武力による威嚇をもことごとく禁じている日本国憲法第九条に、二重の意味で違反するものであつて到底許されるものでない。

このような憲法違反の「国連平和協力法」が、自民党政府の「国連への協力」とか「平和の維持」とかいう詭弁にも拘らず、圧倒的な国民の反対を受けて、わずか三週間余で廃案に追い込まれたのは当然である。

しかるに、政府・自民党を中心とした反動層は、依然として「国連協力」を口実とした新たな立法をねらつて「与野党の協議」等を策動しており、この機会に国民の目をごまかして「国連協力法」に代わる多国籍軍への軍事協力、自衛隊海外派兵への道をなんとかしてきり開こうとしている。

しかしいかなる理由をつけ、いかなる名目であろうと、多国籍軍への協力員として自衛隊を含む要員を海外に派遣することは、まぎれもなく我が海外での軍事的活動にたゞさわることであつて、それが平和憲法を正面からふみにじり海外派兵に道をひらく重大な第一步となることは明らかである。

かつて正義の名の下になされた我国軍隊の海外派兵、あるいは海外での軍事活動が世界とアジアの国々にとり返しのつかない莫大な惨禍をもたらしたことは、過去の我国と国民が幾多の犠牲を払つて経験した侵略戦争の歴史的教訓であり、私たちはどのようなことがあつても再びこの過ちをくり返すことがあつてはならない。

私たちは、この意味で我国の海外での軍事活動と自衛隊の海外派兵への道に火種を残そうとするあらゆる策動と、「国連平和協力法」に変わる新たな立法の動きに断固反対する。

同時に、我国政府が、世界に誇れる平和憲法を有する国の政府にふさわしく、平和活動を通じてイラク軍撤退の実現をはかるように、諸国の先頭にたつて最大限の力を尽くすことを強く求めるものである。

一九九〇年一一月一二日



# 自衛隊の海外派兵に反対 し、即位の礼・大嘗祭 問題を考える宮崎県民 の集い！

日時　：　11月12日（月）

10時～12時30分

場所　：　宮崎グランドホテル

主催　：　国家機密法に反対する宮崎女性の会  
日本科学者会議宮崎支部  
宮崎法律家協会

